

一般社団法人日本循環器看護学会  
令和2年度 第5回WEB理事会 議事録(案)

- 1 日 時 2021年6月15日(火)19時00分から21時00分まで
- 2 場 所 日本循環器看護学会事務局(東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4F)
- 3 出席者 眞嶋 朋子、宮脇 郁子、池亀 俊美、宇都宮 明美、岡田 彩子、大江 理英、齊藤 奈緒、  
田村 綾子、林 亜希子、前田 靖子、三浦 稚郁子、明神 哲也、山田 佐登美、若林 留美、  
鷺田 幸一(以上理事)  
坂本 明子(以上指名理事)  
瀬戸 奈津子、吉田 俊子(以上監事) 以上18名中18名出席(定足数8名)  
(理事及び監事は、全員 ZOOMによるWEB出席)／事務局 横川は事務局にて出席

4 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果

以上のとおり定款第28条の定める定足数を満たす理事の出席があり、本理事会はWEB会議システムを用いて開催されるため、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されたことで本理事会が成立したため、定刻、眞嶋理事長が開会を宣した。

第1号議案 第4回理事会議事録の確認について

眞嶋理事長より、第4回理事会議事録(案)が示され、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

第2号議案 新規入会・退会者の承認について

令和3年4月1日～令和3年6月15日期間の新規申請入会申請者61名、退会希望者9名について、異議なく承認された。所属先情報の登録が無い申請者については事務局より記載通知を行うことが確認された。

第3号議案 令和3年度事業計画・予算案について

令和3年度事業計画案が示され、各委員会委員長より事業計画案について説明がなされた。

1) 学術委員会

1. 循環器病に関わる看護職者の知識の向上に資する教育セミナーの開催

(1) ZOOM ウェビナーを活用したオンラインセミナーの開催

・年2回 / 2021年11月、2022年6月を予定

・今年度は対象を分けせず、幅広く循環器看護に関する知識の獲得を目指す内容とする

(2) 次年度に向けてセミナー内容の体系化の検討(クリニカルリーダーレベルに合わせた内容など)

オンラインセミナーの継続の検討(コロナが終息した状況下でどのようなセミナー開催方法が適切か)

2. 海外の循環器看護に 関連する会との交流

(1) GCNLF: The Global Cardiovascular Nursing Leadership Forum への参加

(2021年10月頃開催)

(2) ACNAP: Association of Cardiovascular Nursing & Allied Professions への参加

(2022年6月頃開催)

(3) 上記交流内容を会員へ広く周知する(学術集会やホームページの活用)

3. 循環器看護領域の学術的基盤の構築と発展に向けた検討

(1) 循環器看護の定義の作成

## 2)学会誌編集委員会

### 1. 日本循環器看護学会誌年 2 回

第 17 巻第 1 号,第 17 巻第 2 号の発行、第 18 巻第 1 号の発刊準備

2. 電子投稿システム・査読システムの運用の評価と改善(継続)
3. 専任査読委員体制強化(継続) テーマ、研究方法論 分析手法等の専門性
4. 投稿原稿の活性化へ向けての対策の検討(継続)
  - ・第 18 回学術集会での委員会セミナー(投稿論文作成や査読の受け方等)
  - ・投稿規定(投稿者の条件、著作権等)の検討
  - ・学会誌オンライン化へ向けた具体的検討

## 3)政策・診療報酬委員会

- 1.2024 年度診療報酬改定にむけて循環器看護分野からの医療技術、診療体制等についての提案準備(緩和ケアに関する評価等)”
- 2.医療保険に関する外部機関への会議等の出席、および渉外(看護系学会社会保険連合等)
- 3.政策に反映するためのデータ蓄積についての検討

## 4)広報委員会

1. 学会ホームページ、会員専用コンテンツでの充実  
会費納入状況、動画配信等の改訂と維持作業
2. 会員の研究・臨床実践活動に関するホームページの改訂  
研究助成の募集と実施状況、研究報告の開示等
3. ホームページへのアクセス増加のためのホームページ改訂  
スムーズな情報提供と会員からの意見や要望を取り込むシステムの検討と実施
4. ニュースレターの発行  
購読されるためのシステム作り

## 5)倫理委員会

1. 申請のあった研究に対して、規定に基づき倫理審査を行う
2. 個人情報保護に関する問題が生じた場合に対応を行う
3. 本学会の研究に関する「利益相反指針」を運用する
4. 学術集会活動における「利益相反指針」の細則を作成し、運用する
5. 一般社団法人日本循環器看護学会倫理綱領に関する問題が生じた場合に対応を行う

## 6)国内交流委員会

- 1.本法人の国内の循環器看護関連法人・学会・研究会などを中心とした諸団体との交流を図る。
  - (1)関連法人・学会・研究会とのジョイントシンポジウムの企画、およびジョイントシンポジウム開催の承認、座長の推薦等を行う。
  - (2)新たな関連法人・学会・研究会とのジョイントシンポジウム開催後の座長、演者の意見のもとに今後の交流について検討する。問題が生じた場合は、直ちに委員会で検討し、解決を図る。
- 2.関係諸団体との本法人の窓口となる。

## 7)選挙管理委員会

1. 法人第 4 期における選挙にむけた計画  
理事WEB選挙の実施
2. 2022 年度選挙結果報告と承認

#### 8)総務委員会

1. 本会事業見直しに伴う委員会組織・業務の整理および各委員会の活動支援、調整
2. 理事会、社員総会、会員総会の運営補助
3. 会員獲得・会員情報管理に関する事業
4. 規定類の評価・見直し
5. 若手研究者の研究助成事業の実施・評価  
※年間を通じて、会員ニーズ調査に取り組む

上記提案された事業計画案は異議なく承認され、続いて、令和3年度委員会予算案が示され、各委員会委員長より事業計画案に基づいた予算案について説明がなされた。

#### 1)学術委員会

令和3年度の特筆すべき取り組みとして、日本学術会議の申請に伴い、会員の研究実績調査(WEB)に伴う費用を計上している。

#### 2)学会誌編集委員会

編集委員会の対面開催を1回に変更し、その他は前年実績に基づいた予算を計上している。

#### 3)政策・診療報酬委員会

会議はオンラインとし、研究調査を充実させるため、昨年以上の予算を計上している。

#### 4)広報委員会

事業計画案に基づき、学会ホームページの改修に取り組むための予算を目安で計上している。

#### 5)倫理委員会

事業計画案に基づき、前年実績に基づいた予算を計上している。

#### 6)国内交流委員会

令和3年度は新たに臓器移植関連学会協議会の出席のための費用を計上している。

#### 7)選挙管理委員会

事業計画案に基づき、法人第4期WEB選挙実施に向けての予算を計上している。

#### 8)総務委員会

前年実績をもとに予算を計上している。令和2年度よりZOOMの学会アカウントの契約などに伴い、通信運搬費が増額しているが、その分委託費内の該当費用が減少している。

広報委員会のホームページにかかる予算については、委員会にてより具体的な改訂案を検討・提示し、改修もしくは全面リニューアルも含めた予算調整を行い、再度審議を諮ることとなった。

#### 第4号議案 指名理事について

指名理事については、これまで定款に明記されておらず、今後は「新理事長」が指名理事を選出できるよう規程の改訂について提案がなされ、異議なく承認された。

改訂内容は下記の通り。

新	旧
<p>(理事および監事の選出方法)</p> <p>第1条 理事および監事は、新代議員の中から選出する。</p> <p>2 理事および監事の選出は、新代議員が郵送または WEB による投票で行う。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第5条3項で選出された新理事長候補者は、本会の運営の円滑を図るために、必要に応じて正会員の中から2名以内を指名理事候補者として指名することができる。</p> <p>4 選挙管理委員会(以下、「委員会」という)が新代議員一覧を記載したものを作成し、投票用紙または投票フォームとする。</p> <p>5 新代議員一覧の中から理事16名以下、監事2名以下に投票する。</p> <p>6 所定の用紙または回答フォームを用いていないもの、所定の数を上回る投票は無効とする。</p> <p>7 同一施設からは上位2名の選出とする。</p> <p>(役員選挙の当選人)</p> <p>第2条 選挙において有効投票を多数得た者から順に理事14名及び監事2名を選出する。</p> <p>2 同数の有効投票を得た者については、選挙管理委員会が行う抽選により決定する。</p> <p>3 理事、監事の両方の候補者に選出された者は、得票数の多い方の役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。</p> <p>4 選出された者が定まった時は、選挙管理委員会が選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>5 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選人とする。</p> <p>(役員選挙の当選者名簿)</p> <p>第3条 選挙管理委員会は、選出された役員候補者名簿を理事会に提出する。</p> <p>(役員選任案並びに次点者案)</p> <p>第4条 理事会は、委員会より提出された役員候補者名簿を参考として役員選任案並びに次点者案を作成することとし、次の内容の役員選任案であっても社員総会に提出することを妨げない。</p> <p>2 前条の規定により選出された者の全部または一部を役員選任案に採用しないこと。</p> <p>3 前条の規定により選出されていない者を役員選任案に加えること。</p> <p>(新理事長等・指名理事の選出)</p> <p>第5条 理事長は、選挙年度の定時社員総会前に新理事長・新副理事長選考会議を召集する。</p> <p>2 新理事長・副理事長選考会議は、理事長を司会とし、新理事・監事候補者で構成する。</p> <p>3</p>	<p>(理事および監事の決定)</p> <p>第1条 理事および監事は、代議員の中から選出する。</p> <p>2 理事および監事の選出は、新代議員が郵送または WEB による投票で行う。</p> <p>(指名理事の選出及び決定)</p> <p>第3条 理事長は、本会の運営の円滑を図るために、必要に応じて正会員の中から2名以内の理事を指名することができる。</p> <p>2 指名理事は、理事会の承認を得て決定する。</p> <p>3 指名理事の任期は、理事長の在任期間とする。</p> <p>第1条</p> <p>3 選挙管理委員会(以下、「委員会」という)が新代議員一覧を記載したものを作成し、投票用紙または投票フォームとする。</p> <p>4 新代議員一覧の中から理事16名以下、監事2名以下に投票する。</p> <p>5 所定の用紙または回答フォームを用いていないもの、所定の数を上回る投票は無効とする。</p> <p>6 同一施設からは上位2名の選出とする。</p> <p>7 当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>8 当選人が辞退したときは、次点者から順に繰り上げて当選とし、残任期間をその任にあたるものとする。</p> <p>9 委員会は選出された代議員および役員候補者名簿を理事会へ提出する。</p> <p>(役員選任案並びに次点者案)</p> <p>第2条 理事会は、委員会より提出された役員候補者名簿を参考として役員選任案並びに次点者案を作成することとし、次の内容の役員選任案であっても社員総会に提出することを妨げない。</p> <p>2 前条の規定により選出された者の全部または一部を役員選任案に採用しないこと。</p> <p>3 前条の規定により選出されていない者を役員選任案に加えること。</p>

<p>選考会議は、新理事の中から互選によって、新理事長候補及び新副理事長候補を選出する。</p> <p>4 新理事長候補は、選考会議後に開催される理事会に、オブザーバーとして参加し、指名理事として2名を理事候補者として指名する。</p> <p>5 理事会は、選挙による当選者に指名理事を加えた新役員選任案を定時社員総会に提出する。定時社員総会で選任決議を得る。</p> <p>6 理事会は、選出された新理事長候補及び新副理事長候補を定時社員総会で報告する。定時社員総会後の新理事会で、その選任決議を得る。</p>	
--	--

第5号議案 代議員選出に関する規程改訂について

COVID-19の影響などを受け、今後もWEB選挙の実施の可能性があるため、開票方法についての改訂が提案された。併せて規程の誤記表記の提示があり、いずれも異議なく承認された。

改訂内容は下記の通り。

(開票)

旧 第7条 開票は選挙管理委員全員が立会のもと行う。

新 第7条 開票は、事務局と選挙管理委員会委員長・立会人がオンラインで行う。

(第10条の4)

旧 当選人が辞退したときは、次点者から順に繰り上げて当選とし、残任期間をその任にあたるものとする。

新 当選人が辞退したときは、次点者から順に繰り上げて当選とする。

第6号議案 会員登録情報について

日本学術学会協力学術研究団体申請に伴う会員の研究実績調査等を受け、本会の会員登録情報に、研究実績に関連した項目追加すべきとの提案がなされ、異議なく承認された。

学会入会フォーム、及び、入会申込書への追加項目は下記の通り。

- ・所属:研究センター・研究所兼務の場合その名称
- ・学歴(大学院在学中の場合):修士、博士、研究生等の所属の有無とその名称
- ・病院所属の場合
  - 大学・短大・専門学校等の非常勤講師をしている
  - 臨床教授・臨床准教授・臨床講師の肩書をもっている
  - 上記の機関の名称

【研究実績】⇒新たに追加(貢献したい項目の前に)

- ・査読のある学術集会で筆頭演者として発表した経験の有無
- ・査読のある学術集会で共同演者として発表した経験の有無
- ・査読のある学会誌に筆頭著者として論文投稿した経験の有無→掲載の有無
- ・……………共同著者として論文投稿した経験の有無→掲載の有無
- ・大学・短大・専門学校・他施設等から共同研究者として協力依頼を受け、共同研究者となった経験の有無

また、上記については、新規入会者は、入会フォームの追加項目に入会時に記載、現会員には、会費納入のお知らせ時などにメーリングリストでの通知を行い、学会 HP の登録情報変更画面より、追加となった項目の登録を依頼するとなった。

#### 第 7 号議案 ACNAP 主催ガイドラインに関するオンライン調査

ACNAP より、所属する各国の学会へガイドラインを広め浸透していくことを目的としたオンライン調査の依頼があったことが報告された。本調査は、循環器分野における現在の状況をまず把握し、ガイドラインに基づく医療を提供するための障壁を取り除き、ガイドラインに基づく医療を実践させるための今後の具体策を検討するために実施するものである。アジアの調査のためにも、日本に対し、強く協力依頼を求められていることも受け、調査に参加することが承認された。

#### 第 8 号議案 教育セミナー開催に関する内規改訂案について

これまで教育セミナー開催に関する内規に、参加費についての規定が定められていなかったため、「教育セミナー開催に関する内規」の改訂が提案された。また、運営に関わるメンバーに関する記載について、実際の運営に即した記述にするための改訂が提案され、いずれも異議なく承認された。

改訂内容は下記の通り。

新	旧
<p>本内規は、一般社団法人日本循環器看護学会(以下「本会」という)の学術委員会規程第 1 条に基づき、教育セミナー開催・運営等に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会が開催する教育セミナーは、循環器看護に従事する看護師の実践能力の向上を図ることとする。</p> <p>(企画・運営)</p> <p>第2条 教育セミナーは、学術委員会が企画・運営する。ただし、セミナー当日の運営にあたっては、必要に応じて理事会の承認を得て、学術委員会委員以外の運営補助者を組織することができる。</p> <p>第3条 担当理事は、以下の事項を事前に理事会にて承認を得る。</p> <p>(1)教育セミナーの内容(テーマ、概要、参加費等)</p> <p>(2)開催時期</p> <p>(3)開催地・開催方法</p> <p>(4)運営補助者</p> <p>(運営補助者)</p> <p>第4条 運営補助者は、学術委員会で選出され、理事会で承認を得た社員及び会員(若干名)をもって組織する。</p> <p>2 運営補助者のセミナー当日の謝金は、本会の謝金に関する細則第2条1項に準じて支給する。</p> <p>(参加者)</p>	<p>本内規は、一般社団法人日本循環器看護学会(以下「本会」という)の学術委員会規程第 1 条に基づき、教育セミナー開催・運営等に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会が開催する教育セミナーは、循環器看護に従事する看護師の実践能力の向上を図ることとする。</p> <p>(企画・運営)</p> <p>第2条 教育セミナーは、学術委員会及びワーキンググループメンバーが企画・運営する。企画・運営の詳細は、別に定める教育セミナー運営マニュアルに準ずる。</p> <p>第3条 担当理事は、以下の事項を事前に理事会にて承認を得る。</p> <p>(1)教育セミナーの内容(テーマ、概要、参加費等)</p> <p>(2)開催時期</p> <p>(3)開催地</p> <p>(ワーキンググループメンバー)</p> <p>第4条 ワーキンググループメンバーは、学術委員会で選出され、理事会で承認を得た社員及び会員(若干名)をもって組織する。</p>

<p>第5条 教育セミナーへの参加は、会員の有無を問わず可能とする。</p> <p>(参加費) 第6条 参加費は、会員と非会員で区別し、実施方法、時間、講義数などを考慮して委員会で検討し、その都度理事会で承認を得ることとする。</p> <p>(会計処理) 第7条 教育セミナー運営における会計処理は、本会が定める以下の細則に準じる。 (1)本会の謝金に関する細則 (2)本会の旅費、会議費に関する細則</p> <p>(報告) 第8条 担当理事は、教育セミナー開催後、以下の事項を速やかに理事会に報告する。 (1)開催状況 (2)会計</p> <p>(本内規の改正) 第9条 本内規の改正は、学術委員会の議を経て、理事会の承認を得ることを必要とする。</p> <p>附 則 この内規は、平成27年10月16日から施行する。 附 則 この内規は、令和2年10月5日から施行する。 附 則 この内規は、</p>	<p>(参加者) 第5条 教育セミナーへの参加は、会員の有無を問わず可能とする。 ただし、参加費は、別途定める。</p> <p>(会計処理) 第6条 教育セミナー運営における会計処理は、本会が定める以下の細則に準じる。 (1)本会の謝金に関する細則 (2)本会の旅費、会議費に関する細則</p> <p>(報告) 第7条 担当理事は、教育セミナー開催後、以下の事項を速やかに理事会に報告する。 (1)開催状況 (2)会計</p> <p>(本内規の改正) 第8条 本内規の改正は、学術委員会の議を経て、理事会の承認を得ることを必要とする。</p> <p>附 則 この内規は、平成27年10月16日から施行する。 附 則 この内規は、令和2年10月5日から施行する。</p>
--	--

#### 第9号議案 専任査読委員に関する細則の改訂について

学会誌編集に伴う査読について、現状、選任査読委員だけでは査読が難しい状況が生じることが多い。そのため、今後は査読委員の選定について、学会員以外にも査読依頼を行えるよう、細則及びガイドライン等の変更提案された。今後、非会員(外部委託者)を含め、各分野の査読依頼者リストの作成など、検討を重ねることとなった。

#### 第10号議案 定時社員総会、理事会日程について

第18回学術集会のオンライン開催(10月9日(土)、10日(日)開催の)合わせて、理事会・定時社員総会の日程調整を、下記期間内に行うことが提案され、異議なく承認された。

##### 【候補日程】

理事会候補:9月27日(月)~10月1日(金) 18:30~

定時社員総会候補:10月4日(月)~7日(木) 18:30~

※会員総会は前年同様、学会HPの会員専用コンテンツ内で期間を設けて資料を公開する。

## 第11号議案 日本人工臓器学会との協働企画について

日本人工臓器学会より協働企画について提案され、国内交流委員会にて選出された座長・後援者の提案され、異議なく承認された。

推薦者は下記の通り。

	テーマ	座長1名	講演者1	講演者2
第18回日本循環器看護学会学術集会 (2021/10/9-10)	植え込み型補助人工心臓のDT利用時代を迎えて疾病・病診連携を考える(仮)	山中源治さん(代議員) 東京女子医科大学病院	遠藤美代子さん(会員) 東京大学医学部附属病院	池本千春さん (非会員) 名古屋大学医学部附属病院
第59回日本人工臓器学会大会 (2021/11/25-27)	補助循環用ポンプカテーテル(IMPELLA)導入後の各職場での課題(仮)	池亀 俊美さん(理事) 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院看護部	竹田悠人(会員申請中) 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院看護部	小中野和也さん(会員・NP) 名古屋ハートセンター

### (報告事項)

#### 1. 2022年度診療報酬改定に向けた医療技術提案書・要望書の提出について

2022年度診療報酬改定に向けた医療技術提案書についての提出が完了したことが報告された。  
また、医療技術提案書については現在、厚生労働省のヒアリング待ちであることが報告された。

#### 2. 教育セミナー進捗について

6月27日(日)にWEB開催する第38回教育セミナーの進捗について報告された。

初めてのWEBセミナーの実施ということもあり、これまでにZOOMを使用したテストや参加マニュアル作成などを行い、当日の運営をスムーズに進められるよう準備を行っている。

また、これまでに2回の会員一斉メール配信、関東甲信越地域の施設へのDM発送などで告知を行い、6月15日現在、会員116名、非会員49名の申し込み状況である。

#### 3. ACNAPへの本学会の活動紹介について

ACNAPの定例会議にて、本学会の活動について5分程度での紹介をしてほしいとの依頼を受けたことが報告された。紹介内容についてはレジュメを作成後、理事長の承認を経て紹介することとなった。

#### 4. 学会HP掲載情報の転載許諾、ロゴマーク等の使用について

本学会HPに掲載している「慢性心不全看護認定看護師」の「慢性心不全看護認定看護師とは部分の転載許諾についての申請を受けた。

HPの掲載情報については、総務委員・広報委員にて確認済みのものが公開されており、今後の依頼については、事例ごとに両委員長にて内容を確認し、問題がないと判断された場合は出典を記載した上で許諾することが報告された。本件については、今後、企業の商用利用での対応なども考えられることから再度内容の検討を重ねることとなった。

#### 5. 第18回日本循環器看護学会学術集会の進捗について

10月9日(土)、10日(日)に開催する第18回学術集会開催の進捗について下記報告がなされた。

・学術集会HPで参加申し込み、並びに、演題募集が開始され、それぞれ会員一斉メール配信で告知を行った。

・スズケン財団の助成金の申請が下り、満額支給を受けられることが決定した。

これに伴い、コロナに関する内容の多国籍シンポジウムを開催することとなり、現在、アメリカ、韓国、スウェーデン在住の会員と国内在住の非会員 4 名によるシンポジウム開催のための最終調整中である。

WEB会議システムを用いた理事会は終始異状なく、議長は以上をもって、本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

令和3年6月15日 一般社団法人 日本循環器看護学会 理事会

理事長 眞嶋 朋子 印

監 事 瀬戸 奈津子 印